

令和2年4月30日

保護者各位

中城村長 浜田 京介



新型コロナウイルス感染拡大防止のための認可保育施設等
及び放課後児童クラブの臨時休園（所）期間の延長について

平素より本村の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
認可保育施設等及び放課後児童クラブ（以下、「保育施設等」といいます。）の臨時休園（所）について、小中学校の休校期間の延長が決定されたことを受けて、保育施設等の臨時休園（所）の期間を以下のとおり延長致します。ただし、社会生活を維持する上で必要な事業に従事している場合や、諸事情により家庭保育が困難な世帯については、継続して特別保育を実施しますので、必要な世帯は各保育施設等へ申し出をお願い致します。

記

1. 臨時休園（所）とする施設

公立保育所・公立幼稚園・認可保育園・認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設・放課後児童クラブ

2. 臨時休園（所）期間

令和2年4月23日（木）から5月20日（水）まで

※5月7日（木）から5月20日（水）まで臨時休園（所）期間が延長されます。

※緊急事態宣言の期間が延長されたときは、その終期まで延長します。

3. 臨時休園（所）期間中の保育料等について

(1) 認可保育施設等の臨時休園期間中の保育料については、登園しなかった日に応じて日割り計算を行います。翌月はじめに各保育園へ出欠状況を確認し、保育料の日割り計算を行いますので、保護者の方の手続きは不要です。

(2) 放課後児童クラブの保育料に関しましては、現在、国や県に確認中です。詳細がわかり次第お知らせ致します。

問い合わせ先

- | |
|---|
| (1) 公立保育所・認可保育所・認定こども園・放課後児童クラブに関する事
(中城村役場 こども課 保育・こども園係【098-895-2134】) |
| (2) 公立幼稚園に関する事
(中城村教育委員会 教育総務課 学校教育係【098-895-3276】) |